

改時報

明治三十二年一月一日 認定元

(版權登録出願中)

佛教徒國民同盟會綱領

- 二、本會は佛教徒國民同盟會と稱す
教的道德の感化を受けたるものを以て
組織す
三、本會の目的は佛教本來の面目を發揮し
其感化によりて先づ國民の一一致力を鞏
固にし漸く富國の術を講して國家の獨立
立と社會の文明とに資せんとするにあ
四、右の目的を達せんが爲に本會が着手す
べき事業の方針を定むるこ左の如し
(イ)各事務長及各宗高德に本會の贊助を
求めるこ
(ロ)各宗僧侶を獎勵し其學識を修め其品
位を高めしめ又其從來の惡弊を改善せ
しむるこ
(ハ)政府をして公認教の制度を立てしむ
るこ
(ニ)政府をして遠かに非公認教に対する
處置を明丁ならしむるこ
(ホ)政府をして公認教を保護せしむるさ
共に又其監督を嚴にせしむるこ
(ト)社會問題を研究し社會的慈善的事業
を興すこ
(チ)新聞雜誌其他有益の書籍類を發刊す
ること
五、本會は佛教各宗の合同は勿論他宗教さ
羅宗義及宗制上我州体と衝突せざる宗
派は相提攜して社會の改善を謀らんこ
するこ

政教時報

發刊の辭

空論の時代は過ぎて、實行の舞臺は眼前に顯はれたり。文を
録り句を鍛へは、予輩之を文學者に譲らむ、言を壯にし聲を
大にするは、世間往々其人に乏しからず、而して他人を罵り世
を讐るに至りては、殊に予輩の不能なる所とす、然れどもい
ふべきに當りて之を歎し、行ふべきをさけて逸を貪ばる、是
れ天然の職分を盡したるものといふべからず。今や國民は
宗教を無用視し、道徳を嘲り、風俗習慣を重んせず、政治家
は宗教を離れて政治を行ひ、哲學者は道徳を忘れて道理を尋
ね、實業家は正義を顧みずして金錢を求め、教育家は宗教家を
排斥して教育の完備を期せんとするもの多し、而して人情風
俗は、かゝる政治家、かゝる哲學者、かゝる教育家、かゝる
實業家によりて、日本今日の狀態となれり、日本の文明は果
して之によりて満足することを得べきか、思ふに日本國家に
は生命あり、未だ信仰なく未だ道徳なし、豈いふべきの時に
非すや、行ふべきの時に非すや、即ち先づ本誌を發刊する所
以なり、而して其實行に至りては、乞ふ之を佛教徒國民同盟
會の行動に見よ、只本誌の勉めんとする所は、言の簡にして
實の全からんことにあるのみ

佛教徒國民同盟會の抱負

明治三十一年十月二十九日、柳橋柳光亭に於て發會式を舉げ
たる我同盟會が有する所の抱負は左の數件に外ならず

一、佛教本來の面目を發揮し、其威化によりて國民の一致力を鞏固にすること
二、佛教徒を團結し、之をして我國家の擁護者たるを自任せしむること
三、産業を興奮して富國の國是に資すること
四、教内に蟠屈せる從來の惡弊を改善すること
五、社會の罪惡を防止し之が改善を企つること
六、社會問題を研究し社會的慈善的事業を起すこと
七、國民教育を獎勵すること
八、政府として公認教制度を確立せしむること
九、子輩は抱負の大にして、實の舉らざることを懲る、子輩國會員が自ら貪負に背かざらんことを警むると共に全國の佛教徒、及び至誠なる愛國者に向て、切實なる忠告と寬厚なる保護を與へられんことを希望す

佛教不振の原因、公同團体の不成立

馬某は已に市ヶ谷に左遷せられたるの今日に於て、基督教牧師が尙公の事業たる監獄教説を司らんとは、興論は其非を鳴らし、府會は佛教教説を回復せしむべしと決議すればも、政府は今に至りて何の處置する所なし、敢て問ふ政府は公教たを佛教者を斥け、私教たる基督教教説を容るゝの理由如何

佛教不振の原因、公同團体の不成立

秦敏之

佛教者の中點は、僧侶方の不品行にもあるが、まだ外に一番佛法の昌んにならない譯がある、それは佛教者に公同團体といふものが出来てゐないからである、公同團体の出来るといふことは如何なることかといふに、佛教者が自から佛教を信する上に、我れは佛教といふ大なる家に住む一人の家内なれば我は此家を守るべき義務があるといふことを承知することなり、日本には佛教者が多數であるからとて、之で佛教の公同團体が出来て居るとは云へない、例へば茲に犬又は鹿なぞが群をして遊んで居るとせよ、犬、鹿などが澤山一所に集りて居ても何にもならない、若人間が棍棒を持って一匹の犬を打つて皆外の犬が、何れも之を救うといふことを玄ないで。只己れの厄難を恐れて逃げるばかりである、故に澤山集りても犬鹿なぞは何の役にも立たぬ、之は公同團体といふものが出でるところを愚く、故に若他人が其家を破り、又は家の一

の傳教徒、及び至誠なる愛國者に向て、切實なる忠告を宣大なる保護を與へられんことを希望す

公認教制度確立の必要

維新以後、政府が神佛二道に對する宗教政策を見るに、亞米利加に於て行はるゝ所の放任制度によらず、又露國に於て行はるゝ所の公認教制度にもよらず、獨塙等の諸國に行はるゝ所の公認教制度によらんとするの意あるが如し、明治五年六月九日教部省達第四號を見るに、自今各宗教導職管長一名を置き、一宗末派の取締向等を命ずる云々の語あり、是れ神佛二道を以て公の事件と認め、神官僧侶を以て政府の官吏と見做したるものなり、明治十七年八月十一日の太政官布達第十號は、神教導職を廢し寺院の住職を任命し、及び教師の等級を進退することは、總て各宗管長に委任し 神道各派には

後、政府が神佛二道に對する官於て行はるゝ所の放任制度にて

教規宗制を定めしめ、備多名酒には公認をもてて置く事に爲の意にして、
ものなり、二教を以て公の事件を見認めたるは一なりと雖、
宗教家の官吏と同等に取扱ひ難きと知り、凡て之を管長に委
任したるは、即ち宗教の神聖を妨げざらんが爲の意にして、
政府の位置に非るを信す、即ち是れ歐洲文明各國の公
認教制度と其大体を同ふするものなり、是れ予輩が政府の宗
教政策は公認教制度によるものであるが如しといふ所以なり、
然り予輩も亦我國の宗教政策は公認教制度ならざるべからざ
るを信ず、然るに政府はその公認せる神佛二教に對する態度
の甚だ明了あらざるものあり、官吏が公認教の意義を明解せ
ざるが爲めにその公教に對する待遇の、却て私教に對する待
遇に劣ることあり、之を文明諸國に比較するに、公教を冷遇
すること又我日本政府の如きはあらざるなり、要するに我公認
教制度は未だ確立したるものといふべからざるなり、若し今
の施すべきなきに自失すべく、神佛二道は或は政界の暴力に
よりて自由の行動を失うに至らん。般毘盧からず、真鷗監獄
の外敵其勢力を逞ふするに當りて、國家は殆んど宗教政策
の事件に於て之を見よ、愛國者一たび我國の政教關係を想起
し、瑣細の文明各國の宗教政策を吟咏し來れば、誰か公認教
制度確立の必要を見認ざらん、

日本國家には實力のあいものゝ如く思はれ、段々と宗教はいらぬものであるなどといふ議論が起つて来る、之は上べ計りを見たものゝ議論であるが、こんな議論が流行る爲に、今日の政治屋實業屋などの行ひを見ると、禽獸にも劣る様で不行跡をして、力みかへつて居るものがあるでは宜いか、こんなことで國の安寧が計られるか、社會の罪惡が防がれるか、實になげかはしいことではないか

そこで佛教信者諸君に願いたいのは、今後は一言を發し、一切を爲すにも、一つには國家の臣民である、二つには佛教といへる公同團體の一人であるといふことを忘れぬ様にして貰いたい、さすれば佛教内に災害の起つたときは、たゞひ自分一人の頭の上にかゝらぬことでも、この災害はわが家の災害なりと想ひて之を拂ふといふ心となり、僧侶が磨敗をしてゐる身の頭の上にかゝらぬことでも、この災害はわが家の災害な心も生ずるあり、また虫が湧て居るか、湧て居らぬかを見る爲には、新聞か何かを拂らへて佛教の内部の全體が見える様にするのが、一番よいであらう、是丈澤山佛教信者があるのに、まだ本當の日刊新聞が一つも出来て居らぬのを見て居る佛教者か一つの公同團體を爲して居らぬことが分る、貝一つの佛教日刊新聞すらないのに、佛教内には雑誌とか、小新聞のには公同といふ精神が少ないから、一方で小さい雑誌を出せば、別に必要もないのに他でも同じ様なものを拂へるといふ様なつまらない精神から出來た雑誌が多い様にも思はれる、已後

て、盜賊喧嘩するのが職分の如くなる、喧嘩が職分であると、色々な墮落を志始める、今日の僧侶の墮落は、一つは信徒が何も假も僧侶に任したからである。ならば今後は我々信徒によりて、佛教といふ家屋の門戸を守らねばならぬ、之が我々の今回僧侶諸君を除きて國民同盟會を結んだ譯である、我日本政府が、愛國の精神に富み、忠寧の志の厚いのは、實に佛教が佛教なり交りて、我國固侶の感化によりて、遺傳的に浸み込んだのである、殊に山村僻地の小農民有の大和魂を養ひ助けたからである、徒が、幸ひにも甚しき不道徳とならないのも、全く慈悲根の説に感じ、三世因果の理法を信じたる御陰である、已にこの徳澤を蒙れるものが、佛教といへる公同團体の一人として、佛教の大建築を保護べき任務を盡さねば済みますまい。

本多辰次郎
じゆくわいおとろ

の事は官民共に等閑にして、何の用意も出来をらざるは心細き次第なり、偶には此事を論じ、或は會なぞ設けて心配する人も有れども、未だ何の準備の出来たりといふ事を聞かず、而して實際は宗教は人の心を支配し靈魂の歸着を定めざるものなれば、人々熱中し易きものなる故、多き信徒の中には種々の行違等を生し爭論を惹起す事は、他の事柄に關してよりも多き譯なり、若し從來の神道佛教等の信者にして誤りて排外思想ありとせんか、内地難居の曉に至り、圖らざる椿事をも惹起し兼まじければ、此等の點には能く注意し、大に胸襟を寛くして、外國人を迎へ、猶疑心なく、外國人を私共に手を取りて事を爲さんとするには、先宗教には一定の制度を立て、行動の範囲を指示し法規を要するは、誠に明るい事あり、今にして宗教法を制定して、公の宗教私の宗教に就て、行ふべく、守るべき権義を確立し置かば、公認教たる佛敎神道といひ、非公認教たる耶蘇教等といひ、各據るべき標準を得て行違も衝突も起らず、和氣霭々として内外人手を携へて事を爲し得べきなり、然るに、一の法規も有せず、據るべき準繩なきが爲に、新來の教法家も己の留べき分を超えて、公認教と肩を比べんと欲せる如きあり、又從來よりの公認教徒も、唯々人種、教法、思想、感情の異なるが爲に、猜忌心を以て迎へんとする傾あるが上に、教法上の規定無きが爲に、あらぬ事まで猜忌し、爲に感情益衝突して、遂には由々しき大事をも惹起す如き事なしとも保すべからず、是國を憂ふる者の決して輕々に看過すべからざるの問題なり、故に是等の憂を未發に豫防せんには、早く宗教法を制

雑誌などを扱へるには餘程前後を考へて、必要のあるときに出
版するといふことにして貰いたい、雑誌事業も相當に忙が
しい又金の費へるものであるから、折角の有志者も雑誌の爲
に力を費やして、肝心の宗教上の仕事が出来難い、信仰のこ
とも疎かに成て仕まう、相成るべくは小さい餘り必要なない
雑誌はよして、一つの日刊新聞が興したい、力能る人々は
横道へ這入たが、佛教内の今の有様では、善をもほめず、悪
獸が群を爲して、氣樂に己れの安逸を貪ぼりて、遊んでゐる
のと同等である。若し一つの厄難が起つたら、自身の頭に災難が落な
い間は、防ぎもせず又逃げもせず、といふ有様で、いはば禽
からへ走り、逃げあるくのみで、遂には日本國內を追ひ出
されて始めて氣がつくといふ有様になるらしい、實に基督教
徒が何事でもよく一致して、陰にあり陽になりて助けあいを
するのとは、大變な違いである

佛教が今日かくの如き有様に成たのは、實は他を責めるこ
が出来ない、我々信徒が悪かつたのである、我々信徒が眠つ
て居つたからである、護法の責任を獨り僧侶譲君に任して置
たからである、佛法の家は僧侶譲君のみでは逆も今日では守
ることが出来ない、已に家を建てた已上は、盜賊天災は防が
ねばならぬ、盜賊を防ぐには荒々しい行をもせねばならぬ、
然るに口には慈悲を説く僧侶に向て、常に盜賊の番人をさし
て置くものであるから、僧侶諸君も自から慈悲の職分を忘れ

定して、爲謀敵たる佛教、神道と非公認教たる基督教などの、
取扱いを規定するより善きは無し、故に我同盟會は、一面には
此法を完全に制定せられん事を促し、一面には從來の公認
教徒にも排外思想を懷く如き心得遠なく、新來の外客を歓待
すべき事を、注意せん事を以て任すべきなり

卷之三

◎發端 明治三十一年九月四日、是れそもそも如何なる凶
ぞ、是鴨籠獄千八百有餘の囚人が、鐵窓暗澹の下、唯一道の
光明たる信教の自由を束縛せられたる、悲しみべく、痛まし
き出来事は此七日を以て起されぬ、時の典獄を有馬四郎助と
いふ、基督教の信者なり、此日突然淺草本願寺に至り輪番大
草惠實氏に面會して、現教説師藤郷、間野、中澤、三山の四
氏の中一名を残して他の三名の辭職を求め、且つ此の義に異
議あらば本派本願寺に依頼すべしと陳べ、逼るに即答を以て
す、大草氏即ち本山へ照會の上何分の答辯をなすべし旨を以
て之に答へ、直ちに其旨本山に申報せり、然るに有馬典獄は
強いて辭表を提出せしめんとす、各教説師事の餘まりに意外
なるに驚き、大草氏に到りて議するところわらんとせしに、
興獄頭として應せず、各教説師止むなく遂に命に服す、然る
後典獄は書を大草氏に致して一名居殘の事を促す、大草氏尙
となし、而して後再び一名の來任を大草氏に嘆す、本願寺事

◎大谷派本願寺

此の餘りに不法なるを憚りて遂に之に應せず、抑々有馬眞儀が此の如き事を斷行したる理由如何、教誨主義の改正、信教の自由、内地難居の切迫、經費の節減、是れ其の口實なれども竟典獄か基督教信仰の私心に驅られて、美名の下に驕權を濫用し、恣に囚徒の信仰を迫害したる私曲の行為といふべき互に矛盾し、却てその反證を示すものなるを憚なる、是れ畢竟大谷派本願寺にては參務石川舜台氏をして東上せしめ、石川氏は同月十九日板垣内務大臣に宛て、左の質問書を出せり

過般警視廳某署に從來の佛教々諦師四人を詮旨解職し、更に耶蘇教々諦留岡幸助を選ひて因徒教導の任に當らしめたり、然るに耶蘇教は通漸以來政府の監許に因り民間に行はる、宗教にして、未だ曾て我國の宗教として宣教せられしこそあらず、之を神道佛教の如き明々に宗教として諸多の法令に規定せられ、國家より特別の保護待遇を受くるものに比すれば、其間に確然たる區別の存するものこそ、既に政府の公許なき宗教とせば、或る一部の官署於ては漫りよ之を採用し、之に獻制の一要項を托するは事の公私を混同せし失當の措置に可有之、此一事たる從來葛泥の擔任せる某署監獄の教導事務に止まらず、延て將來國家と宗教との間に至重至大的關係を及ぼすものと思量致候、俟て某署監獄署が右の如く公私宗教の炳大なる差別を無視し、官署に於て耶蘇教の教義を行はしむるは、實官に於ても御承認相成候義に有之候故指示を仰き度候也、かくて一面には全國監獄に派遣せる首席教誨師を悉く東京に召集して會議を開き、大に決するところあらんとせり、時宛かも萬朝報は九月廿一日發刊の紙上に於て、「根本的改革」と題せる一文を載せたり、東上中の石川氏は乙は國體に關する容易ならぬ事なりとし、倉皇筆を探て森嚴なる檄文を起草して、大隈首相初め宮内陸海軍等の一部の知人に配布すること二回、之れより監獄問題は石川氏檄文問題と牽聯して一層

何等の御處置無之候間越へて廿四日委員三名召ひ御會引頭仕り閣下に上請會を得重ねて本會の意見陳述仕り候當時閣下の御手許まで上申有之候與是よりの始末實上錯誤有之且つ質問の要領書面を以て眞れて御可申上標閣下より直接の御指揮を蒙り候間本會は茲に大谷派本願寺、本澤本願寺、高田釋迦院、
柳覺寺、守山以下各宗本山及び關西佛敎胥年會、石川縣本支文部、總務會本會支
部、東京神教徒國民同盟會、東京真宗有志敎心會、京都新信徒、大阪府佛敎社
年會、伊勢尾張三河井常陸國信徒、茨城縣政教青年會、近江、美濃、信濃、岐阜、
前國信徒井口進德會、關中、陝西羽前福信徒、東北佛敎宣揚會、越前、越後、越
中、越後國信徒、井口上越同志會、米南有志者、播磨、安堵、因幡、筑後井口紀發
國信徒、朽木熊谷下野國信徒及び愛媛縣信徒等全國佛敎徒の實體を代表し別紙專
實取調書一通井に質問書一通相添並に至急明確なる御決答を仰さる事候也

内務大臣伯爵板垣退助辭

アーチーは、彼の妻の死後、彼女が死んだときの心の状態を記録した。

未教誨師四名を强迫辭職せしめたる顛末及び口實を経費の點に借りたる事又信教自由内地難局を名にして信仰を强迫せる事實を詳記せるものなり第三通は質問書にして左の六項に分ち各項毎に事實及大臣次官の言論に對照し縱論横議せるものにして結局當局者の所決如何を促せるものなりといふ

(二) 有馬典繁が東本願寺に對する無齋説絶は是德義を沒したるものにして大臣が監督教諭を以て宗教家に一任せんとする方針と正反対にあらずや蓋し反対せざるは宗教とは他の宗教を意味するか

(三) 有馬島は強制的で、伊達直に傳意を割成し難い。しかし、これは主に軍事的、政治的、経済的原因によるものであらず、必ずしも伊達直の教諭師を減員せりといふ而して無伴給の教諭師を第一義に解説せらるは如何。

(四) 菩普通道徳の主義の下に多数因徒の信仰を強迫せるものにあらざるが、
(五) 宗教として政府の監督を蒙ざる耶蘇教に對して政府監督の下にある佛敎
と同一の待遇を爲し公然政府が宗教的公共事業を之に托するは不當の處

うの度を高め、世論漸く鬱然、一二の機關新聞が攻々として内務の辯疏に力むるの外は、万口讐を並べて當局の失政を責めざるはなし、固と浮き彫立てる内務省、いかでか狼狽せざるべき、急ぎ石川氏を處分せんとして法主の東上を促し、却てその輕卒なる態度を世上に示して讀者の笑を買へり本願寺の内務省に對する交渉は大略件の如くなるが、此の事件の起るや、率先起て鄙鄙の諸團體を警醒したるは。

○大日本佛教青年會 なり、青年會の起つや、内外二面の目的を有せり、外に向ては強て教界の紛擾を挑發したる當局者の責任を問ひ、平素曖昧模稟の間に沒了せる政教の關係を明瞭あらしめんことを求め、内に向ては固陋なる舊佛教者を警醒して宗教的本義を自覺せしむるを期するにあり、此に於て運動の方針を定め、十月八日先づ第一に「監獄教誨問題に就て世の公論に訴ふ」といへる檄を全國に飛ばし、越えて十日、更に第二の檄を發して世上の輿論を喚起せり、同日委員三名は内務省に至り、鈴木次官に面會し、問答數番、大に其の急所を衝き、更に一週日を経て再び内務省に出頭、板垣大臣に面會して其の意見を質問し、且つ其の處分を求めたるに書面を以て差出すべしと云ひたり、青年會の運動此の如く日に加はると共に、各地方の氣焰も亦上り、書を寄せて運動と共にせんことを申し來るもの頗々、此に於て青年會は全國の佛教徒を代表し、三通の質問書を内務省に出せり、その第一通は左の如し

並に布教師養成の意見并に將來佛教者の覺悟に關する意見を發表して全國の有志に配付し、又佛教徒國民同盟會を助けて其の擴張に努めり、而して佛教の隆盛は獨り、僧侶の關知するところにして、俗人信徒の頃より知る所に非ずといふが如き

◎ 佛教徒國民同盟會の意見も亦此に在り、されば今回
の如き事件に關しても、責を僧侶に委し、對岸の火災視す
るはその意に非ずとの考を抱ける同志の士は、相計て十月廿
九日をトし、柳橋柳光亭に一大集會を開けり、府下各宗佛教
信徒の集るもの無慮五百餘名、即時に綱領輪則を定め、名
けて佛教徒國民同盟會といふ、これ實に本會の起なり次で監
獄問題に關して數項の決議案を議決し、何れも意氣軒昂、太
に爲するの決心を示し、委員五十名を選で運動の衝に當る
こととなせり、十一月四日朝日利助、藤山万兵衛、高木政勝
萩野傳吉、猪瀬美良の五氏は本會惣代として、會員千餘名の
連署せる左の請願書を提げて内務省に出頭し、鈴木次官に面
會して淳々本會の意見を陳述して、その處分を求め、

より説き信仰の力に依りて遷修改進の功を挙げしむるものに御座候然ば吾來傳じ來りたりる宗教に依ること至當に存然特に囚徒の教説を聽聞致候には夫々臨難可致規定も有之我既に候得ば從來佛教を聽聞教居候者に向て強て基督教を説ひしむるが如き謠説充總の設置は一回佛教信者より略稱候得ば不體の至り實に同應信者の道苦を想得申候且つ耶蘇教は未だ政府の監督をも受けざるものに御座候然へば夫蓋の事情の下に政府の監督なき以上は又政府が宗教者に托すべく社會的基業を公然として譲れざる被成候事不當と想者中候

政府は荏苒其日を過し、更に何等の處分を爲すことなけれども、本會總代は屢々内務省に通りてその處分を促せども、今日に至るまで、尙依然牧師留岡をして教誨の任に當らしめぬ、然れども本會の勢力は破竹の勢を以て進み、今や全天下、之に呼應せんとするの勢を示しければ、本會に於ては此等地方の團體と氣脉を通じて、益々運動を敏活にするの必要を感じ、十二月廿一日委員會を開いて、協議の結果、從來の委員を解散して、新に廿五名の委員を擧げ、更に其の内より十名の専務委員を撰で、本會一切の常務を執らしむることなし、會報を發刊して中央地方の連絡に便することせり、形勢既に此の如くなれば。

○内務省 に於ても若し此儘にして過さんか、由々敷大事に立ち至るべしと、今は悔懼の念頻にして、よしなき事を仕出かしたりと、表にこそ顯はさぬ、内心密かに困じ果て、只管佛教徒に向て慰諭の態度を取り來りしか、遂に十一月八日に至り有馬典獄をして市ヶ谷署に轉任せしめ、市ヶ谷典獄

くこと二回、大に世人の輿論を喚起せしが、遂に社會評論は發行禁止を命ぜられぬ。社會評論の禁止と前後して東京大谷派末寺同志會は起れり、こは府下大谷派末寺團體にして檄を全國に飛し、且つその委員内務省に出頭して處分を請求する等運動怠りなし。

○横濱佛教講話會佛教法話會太子協會は何れも同盟會に入會し且今記名調印中なり

坂本久壽氏をして翼鴨に署長たらしひ、此間裏鴨監獄署にては獨り教誨を留岡氏に委ねるに於ては、世の非難益々加ふるを憂へ、何とかして佛教者より一名を入れんと計り、一度本派本願寺に交渉して謝絶せられ、二度雲照律師に交渉して斥けられ、三度護國寺に交渉して辭られ、今は佛教各宗何れも同一の歩調に出てんとするの有様あるより、殆んど其の策にあるといふ一事是なり、こゝに奇怪なるは押丁といふ名義にて邑井清範したりしが、こゝに奇怪なるは押丁といふ名義にて邑井清なる基督教者を入れて留岡氏を助けて教誨に從事せしめつゝ時恰かも東京府會は西澤善七氏の發議に依つて本問題議題に上り、結局佛教教誨師を採用する事を當局者に希望すること此薄きに驚くと共に亦其の窮餘の陋策を憐まずんばあらず、時恰かも東京府會は西澤善七氏の發議に依つて本問題議題に上り、結局佛教教誨師を採用する事を當局者に希望することを決議せり、然れども當局者は依違逡巡、斷然たる處置を行ふことを爲さず、代て未だ二月を出でざる坂本典誠をして品川警察署長に轉せしめ、而して其の後任未だ定まらず、是れを今日の現況とす、畢竟此等外面を塗沫して一時を彌縫せんとするの策は、決して吾人同志の満足を買ふに足らざるのみならず、適以て其の反動の氣焰を高むるの逆縁たらすんばあらず、政府者須らく其の根底を改めて以て永遠の大計を策すべきなり、以上は中央に於ける運動の概況なるが、之と共に各地方に於ても要宗護法の志士先を争て起ち、今や殆んど全國至るところとして此の聲を聞かざるなきに至れり、こゝに各地に於ける運動を一括して報じて置かん。

○尾參　にては十一月廿六日名古屋明治館に於て大懇話會を開き、五箇條の決議せきぎをあし、近角幹事出席し續て末廣座に大演説會を開き、其後運動うんどう意りなく、尾張同志會なるものを起し、△三河にても安城驛安城館に於て有志大會を開き三河

政教時報第壹號附錄

(明治三十二年一月一日)

◎ 正誤

政教時報第一號ハ發刊ヲ取急ギタルヨリ誤植等甚タ多ク殊ニ第十二頁ノ末行「打明
て助けを求め」云々ヨリ第十三頁七行「微妙の味である」云々マテハ信界欄靜觀錄
(一) 宗教的同朋ノ第六行即第十三頁末行「遠慮會釋なく」云々ノ下へ加フベキヲ誤
テ社會欄寛大ノ氣風ト題スル項中ニ加ヘタリ次號ヨリハ植字印刷トモ十分注意スヘ
キニ付讀者乞フ之ヲ恕セヨ猶念ノタメ本文ヲ再錄ス

◎ 寛大の氣風 予輩の基督教を論ずるは國家の宗教政策上よりするのみ、彼の政
教混亂の弊を打破せんとするのみ、善良なる基督教徒に對して、何の惡意をか有せん、佛
教徒たるものは、決して基督教徒を毛嫌ひすべからず、須らく寛大の精神を以て之を善待
すべし、試みに我同胞が外國に行きて基督教徒の爲に虐待せられたることありとせんか、
予輩の悲み夫れ幾許ぞや、予輩は全然たる政治其他の業務のみを以て目的とするものに非
ず、又實に宗教上の德化に浴するものなり、政策に於ては時に排斥すべきことあり、異教
徒に對する慈愛に至りては忘るべからず、寛大は人間の美德なり佛教を以て世界の佛教と
なさんと思はゞ必ず此氣風を養成すべし

靜 觀 錄

(一) 宗教的同朋

近角常觀

同朋とは如何なるものかを考へねばならぬ、世間では共に遊び共に食ひ互に往來をすれば
直ちに同朋と云へど、こは決して眞の同朋とは云はれぬ、眞の同朋とは互に心を知り合ふ
ことである、心を知り合ふと云ふは他人の幸福あるときは自分の幸福の如く之を喜び、自
分の幸福あるときは他人と其喜びを分つのである、隨て又自分に災難あるときは遠慮會釋
なく打明て助けを求め、其代りに他人に災難あるときは自分の災難の如く心得て命に掛け
ても之を救ふ氣になるのである、士は己を知るものゝために死すとは誠に此人情の濃かな
る所を言ひあらはしたるものである、此の如く相互に他人の利害を自分の利害と心得て、
自然に情が溢れ、思はず知らず共に喜び共に憂ふる様になる、かくなる已上は身體は二つ
に分れてても心は畢竟一つである、所謂同心一體とは實に言ふべからざる微妙の味である。
抑々吾人は實際日常の交際を考へてみるがよい…………以下本文通り

◎北陸 にては金澤の有志起りて熱心に奔走し、特に近角青年會幹事巡回以來氣焰愈々高く林與右衛門、上島政次郎氏等主として運動し、佛教徒國民加賀同盟會を組織せしに會員既に一萬人以上に上れり▲大聖寺にては成徳青年會の桑島榮一氏以下の會員熱心にて毎日十箇所へ出張し到處學村入會の勢、江沼郡全体の同盟成り將に他郡に及ばんとする程此問題の爲に盡瘁し▲小松にても小松勝友會奮然として起ら、今は金澤大聖寺兩所を中心として、加賀全國を擧て既に一大同盟を成立し▲越中にては鳥田孝之、上野安太郎氏等發企となりて富山縣佛教徒國民同盟會を組織し別に東礪波郡には佛教徒國民同盟會礪波支部を開設し▲福井縣にては十一月十六日全國僧侶同盟會の發起たる青年會より慈々近角氏を聘し福井にて演説會を開き翌十七日は金澤にて同様演説會を開きたりし▲能登にては七尾に佛教同志會起り、續て佛教青年會を起して、盛なる演説會を開き▲越後にては米南に爲法協和會起り、米北に廿八組并に佐渡の有志者起りて盛に運動し、佛教徒國民同盟會米北支部を結成するの準備となし。

◎九州 にては九州佛教協會、日域新誌社、豐後匪寫會、四郡會、真宗同光會、筑後真宗保光會、大分縣速見郡有志會、同田川郡有志會、九州佛教協會等一時に起て盛況問題、並に宗教問題につき最後の感切を期し。

◎北海道 にては岡崎現筆、島湛然氏等主として運動の勢と號り北海佛教同盟會を組織して本部を小樽に置き演説會等を開きて日に其の勢盛にして會員も益々増加する有様ある

社會

◎ 社會の變化 德川時代の社會と現今の社會とを比べるに、徳川時代の社會は頗る簡單なるものなりしが、現今的是社會は甚だ複雜なり、徳川時代は人民の階級は只士農工商に分れて、その職につくの時間も、多くは晝間に限り、夜間の業務は、之を其本職となさりしが故に、職務の餘暇には佛法を聽聞することは、人民一般に行はれ易きことなりき、然るに現今は決して斯る簡単なるものに非ず、政治家といふ一團あれば、實業家といふ一團あり、人力車夫あれば、職工あり、日雇取あり、外國人あり、歸化人あり、且つその就業時間の多くして、忙はしきことは決して昔しの比にあらず、汽車、船は晝夜を分たずして走り、會社新聞社は夜を徹して働く、而して業務を慰めんが爲には、寄席、芝居、相撲等亦頗る盛なり、職業に忙はしき現今は到底宗教道德の談を聞くの餘裕なきなり、如何なる高僧の説教どもへども、三時ひ間若くは四時間費やして、寺院に至るどいとことは實際上出来難きことなり、然らば之等の社會に向て、佛法の妙味を發揚しむるには、如何なる方法によるべきか、是れ實に全

(一一) 時報 教政

○ 布教の方法

寺院若くは道場に於て儀式を行ひ、説法を爲すに止まる。然れども現今之如き複ある社會又は忙はしき社會には、寺院へ来るものは、農民又は老人のみにして、而も農民の數は漸次に減少して、忙はしき社會は漸次に増加するが故に、この方法にては、佛教の版圖が次第に減少して、相手は終に老人のみとなるに至らん（今も已にその傾きあり）。真宗の中興蓮如上人は、佛教に熱心なる高徳なりき、秋期米穀の收穫時期に自から田圃に行きて稻を茹ることを助けつゝ信徒に法を聞かせ、益踊の仲間に交りて自から舌頭をとりて親鸞上人の和讃を唱へたりといふ、實に是れ真宗の中興したる所以なり、若し蓮如上人をして今代に生れしめば、上人は自から社會に出入して職工の教育を司るべく、坑夫と交りて炭山に入るべく、將た車上に在りては人力車夫を化すべし、若し今日の僧侶にして、我れは佛學者なりとて信徒の招待し來るを待ち、我れは德を修めて足れりとて、一室に引籠るか如きことあらば、蓋し蓮如上人の大罪人なり、思ふに今後佛教の方法は、種々多様なうざるへからず、説法は寧ろ時間を短かくして感化力の尤も大ならんを要す、殊に儀式讀經の如き其時間を減じ、其方法を變更すべきの必要あらむ。

○ 雲照律師

は律僧なるが故に、儀式の爲に時間を多く費さるゝは是非なきことなれども、うの佛教に勇猛なるは實に驚くべきことあり、曾て伊藤侯爵の總理大臣たりしどき、律師餘暇を以て侯爵を訪ひ、刺を通じて面會を求む、侯爵自

○グラハム・ベル氏
先頃我國に來遊し、盲啞學校其
他處々に於て演説せる米人、グラハム、ベル氏は電話機發明
者にして又啞者教育熱心家なるが、氏は啞者教育の爲に、自
から啞の細君を迎へ、之に充分の教育を與へしに、其結果甚
だよろしく、現今に於ては細君も自由に他人と談話し得る
いふ、蓋し啞者は多くは音聲機關の不具あるに非ず、聽官
の不具にして、生來他人の言語を聞きしことなきより、
なれるものなれば、適當に音聲機關を運轉せしむれば、言語
を發することを得るなり、而して他人の言語を解するには聲
によらずして、口の動かし方によるものなりといふ、氏の一
女も亦啞なるが、氏は之を他の啞者と共に教育し、氏の子弟
にして自由に談話し得るもの多く、現に氏が米國より伴れ來
りたる啞の如きは、日本語を以て氏と共に處々に於て啞者教
育の必要なることを演説したりといふ、蓋し斯の如きは不具
を恵むの大慈善ならん、慈悲の教を奉するもの、須らくベル
氏の大慈善を學ぶべし、囊中に餘れる金錢を他に施こすが如
きは、眞に是れ一小慈善に過ぎざるのみ、

○經濟思想の注入
日清戰爭以後、賀澤の風潮に起
り、國力日々に消耗する傾きあるは、經濟社會の尤も痛苦
する所にして貯蓄銀行等に於ては、鐵製の貯蓄箱を勞働者に

渡し、鍵は銀行に預り置き、貯金之に充つれば、銀行にて之の意に非す、凡そ經濟思想の勃興は社會の道德と尤も親密なる關係を有し、又國家富強の根柢たるものなれば、經濟思想を注入して、國民に貯蓄の念を起さしめ、奢侈の風を減せしめば隨て社會の罪惡は減少し、道徳の振興仍て又期すべきなせんとするものにして、人心を改造して善良に導かんとするの意に非す、凡そ經濟思想の勃興は社會の道德と尤も親密なる關係を有し、又國家富強の根柢たるものなれば、經濟思想を注入して、國民に貯蓄の念を起さしめ、奢侈の風を減せしめば隨て社會の罪惡は減少し、道徳の振興仍て又期すべきなり、苟も宗教に志あるものは、社會道德の爲に、傍らに國民に勞動者日雇取等に貯蓄心、經濟思想を注入すべし、或は之を撻觸せんが爲に、適當の組合を設くるも亦面白からん。

◎工場法案　會社漸く増加し、業務益繁なるに從て、資本主が職工に非常の労役を課することあるは、經濟社會の趨勢なれば、之を取締るの方法は早く規定せられざるべからず、今回農商務省は此に見る所あり、此程調査起草せる工場法案の、農工商高等會議の修正を経たるもの、將に今回の第十三議會に提出せらるゝと云ふ。

◎宗教法案　板垣伯在職の當時、起草せる宗教法案なるものは、全く基督教と佛教と同一の待遇になさんとするものにして其調査の疎漏なることは、予輩の聞く處なるが、かゝる法案は到底議會へ提出せらるべきものに非れば、新任社寺局長斯波淳六郎氏は、更に其方針を改め、充分なる調査を爲さんとて自下外國に於ける宗教制度の研究中なりといへば、多分同法案は今期議會に提出せられざるべし、宗教法案の如きは實に人情道徳及び我國体と重大の關係を有するものなれ

難の如く心得て命に掛けても之を救ふ氣になるのである、士は己を知るもの、ために死すとは誠に此人情の深淵なる所を言ひあらはしたものである、此の如く相互に他人の利害を自分に利害と心得て、自然に情が溢れ、思はず知らず共に喜び共に憂ふる様になる、かくなる以上は身體は二つに分れても心は畢竟一つである、所謂同心一體とは實に此言ふべからざる微妙の味である。

◎于嗟摸範監獄　内務省は集鷹監獄を呼びて、摸範監獄と稱す、成程其建物の壯大ある事は體に摸範とするに足るべし、されども一たび内部に入りて點檢せば、是程あはれ不体裁なる監獄は又と有らざるべし、此署の總取締たる典獄は今や欠員たり、囚徒を改過改善せしむべき教誨師は唯一人あるのみ、一千九百餘人に對する教誨師は唯一人なり、而も内務省より寵愛せられたる此一人の教誨師は、費用を負擔せる東京府民の意志に反せる、多數囚徒の信仰に背ける、全國の輿論に戻る、一私宗教の牧師ならんと、豈能か入たる次第にあらずや、而も猶甚しきものあり、即此監獄に在勤せる人あるのみ、一千九百餘人に對する教誨師は唯一人なり、而も内務省は何を爲しつゝあるか、吾人は立て之が救濟に盡力せん事を誓ふ。内務省は何を爲しつゝあるか、吾人は集鷹監獄の如き、不完全不規律なるものは我帝國內に在るを耻づ、況

静觀錄　(一) 宗教的同朋
同朋とは如何なるものかを考へねばならぬ、世間では共に遊ひ共に食ひ互に往來をすれば直ちに同朋と云へど、こは決して眞の同朋とは云はれぬ、眞の同朋とは互に心を知り合ふことである、心を知り合ふと云ふは他人の幸福あるときは自分と自分の幸福の如く之を喜び、自分の幸福あるときは他人と其喜びを分つのである、隨て又自分に災難あるときは遠慮會釋な

◎大日本佛教青年會の近況　去る十日午後一時上野公園三宜亭に於て秋季大會を開きしか非常の盛況にて、會議を爲しつゝあるか、内地雜居も眼前に迫れるに、内務省は何と定め、同地の文學士桑原曉藏氏、又福井にては參事官法學士秦輔氏評議員となり、地方有力者大に斡旋せられつゝある。報告を披露したり、猶同會は内部に向て諸種の社會的布教につきて改善を促さんと云ふは他人の幸福あるときは自分と自分の幸福の如く之を喜び、自分の幸福あるときは他人と其喜びを分つのである、隨て又自分に災難あるときは遠慮會釋な

は、予輩は政府が充分なる調査を爲し、且つ議會へ提出の已前に必ず宗教會議を開きて、之を討議せしむることを欲する。同時に、神佛二教徒は決して此法案を輕々に看過すべからざることを警告するものなり。

◎教育社會の輿論　政教一致は佛教に付て、我國史上に明記する所なれども、政教混亂は未だ曾て佛教に於て見ざる所なりとす、予輩は斷言す、政教混亂は實に基督教者の特性なりと、彼の羅馬時代はいふに及ばず、又現今に於ける舊教徒の政教混亂はいふに及ばず、新教國といへども、公使が異教國の政府に向つて宗教傳播の保助を強請するが如きは、現今屢耳目に觸るゝ所なり、政教混亂の弊は實に基督教徒に於て脱すべからざるなり、教育社會亦大に此に見る所あり、高等教育會議は外人に普通教育を許さることを議決し、東京府教育會亦同様のことを議決せり、是れ現今に基督教徒を善く基督教と佛教と同一の待遇になさんとするのみ、日本化せしむるの一良法たらむ、予輩の基督教を論するは國家の宗教政策上よりするのみ、彼の政教混亂の弊を打破せんとするのみ、善良なる基督教徒に對して、何の惡意をか有せん、佛教徒たるものは、決して基督教徒を毛嫌ひすべからず、須らく寛大の精神を以て之を善待すべし、試みに我同胞が外國に行きて基督教徒の爲に虐待せられたることありとせんか、予輩の悲夫れ幾許ぞや、予輩は全然たる政治其他の業務のみを以て目的とするものに非ず、又實に宗教上の德化に浴するものなり、政策に於ては時に排斥すべきことあり、異教徒に對する慈愛に至りては忘るべからず、寛大は人間の美德なり佛教を打明て助けを求め、其代りに他人に災難あるときは自分と其喜びを分つのである、隨て又自分に災難あるときは遠慮會釋な

抑々吾人は實際日常の交際を考へてみるがよい、全體人間は不完全のものなれば、誰も交際をする中には、あまり深く話し合はずとも何となく懷かしき人もあり、又何となく氣の進まぬ人もある、其時對手の人は如何なる心持で居るかを考へてみるとがよい、此方より懷かしく思ふときは必ず對手も懷かしく思うて居る、此方より氣の進まぬ時は必ず對手も同様に思うて居るに違ひない、かく心と云ふものは互に照し合ひ通し合ふものである、然るに人間は必ず對手のもので、自分が對手に對する情の如何を顧みず、唯先方の心を忖度して、不思議であるとか無慈悲であるとか、兎角邪推するものが多い、凡そ世間一家の不和より一國の大騒動に至るまで、本を質せば僅か此一點人情の行き違ひより起るのである、こは甚しき心得違ひである、全體對手か自分を如何に憶うて居るかを知らんとせば、先づ自分が對手を如何に憶うて居るかを尺度として計算すればよい、此方が五分憶へは必ず對手も五分憶ふて居るに違ひない、亘々の情の通りは丁度秤の如く平均するものである、されど時として一方は非常に親切に考へ一方は却て之を怨に受けた場合がないとは云へぬ、されど箇不平は承く續くものでない、必ず善き方か惡しき方が何れかに平局するものである、而して善き方になるか惡しき方にならかは、辛抱の強き方が勝つのである、萬一親切の人の辛抱が強ければ終には怨に受けた居る方が氣が附いて、自分の怨ある、然るに兎角人間は惡しき方が勢力強くして親切の方は辛抱負けをする者である、今迄親切の心掛けをした人が一時は親切を盡すに飽まで之を怨に受けるはいかにも玄ふといふ」と云ふ様に、一黠自分の親切に眼がつきて先方の無情を怨む

心か生ずれば、今迄の製明心が一轉して其虚想の心思なる
するを怨に受けの方より益々怨を増す事にある。かくすれば
人の勢力で善人を引落したのである、實に怖るべき事である
而して世間實際の景況は如何と云ふに、決して善の勝つことは
なく、五に日夜他人を悪へ落し合ひをして居るのである
相争るて一步々々惡道へ堕落しつもあるのである、かく言
は人間を甚だしく悪く見たる見解なりと云ふ人もあらず、よ
れを論より證據、他人の事は兎に角、自分が果して罪切を以
て勝ちぬせざるまで幸抱が出来るや否やを顧みるがよい。諸
君は兎に角私に如何程我慢しても悪ても出来事耳、かく考
へ来れば私は罪惡の塊りに違ひない、私の周囲は尤て闇の世
界である、然るに萬々一親切なる人ありて私の所作をつくり
く眺めて構むべきものと思ひ、私か其親切なる忠告を拒め
は之を不便と思ひ、遂に私か其人を怨み其人を打たんとする
に至るも、怨むだけ可哀がり、打たんとする手の下から涙を
以て眺めて居る人あらば如何いかなし不ぞき私も此の如き
友人が全身込めた同情の涙は、唯一滴で五體へ瞬に泣み漲り
頭か下りて慚愧に堪へず、實に此の如き友人は二人とは
いられ、唯一人あらば十分である、如何な罪惡の塊りなる私
も融かされ、闇の世界も夜が明ける、此様なる人は慈悲深き
人を云ふより寧ろ慈悲が凝り固まりて人となつたものと云
ふ方がよい、實に私は幸に此友人を得たのである、即ち佛
陀は此方である、つくづく思へば全く佛陀の慈悲が私の
心に徹到したのである、佛心が我心に通ふたのである、我心
は佛心に融合したのである、實に同心の最大良友を得たので

ある實に是れ我精神界の生命である、而して翻りてみれば眞實の佛教信徒諸君は何れも同じ佛心に融合されたのである、してみれば眞に御互に同一佛心を交ひたる同心一体の宗教的同胞である、釋尊が親友なりと云はれたるも、觀覺聖人が御同朋御同行と云はれたも決して贅辭ではない。

今日世間にて交友とか學友とか稱するものは、多くは利をみて相集る小人の朋黨である、決して正義の下に集る君子の朋黨ではない、故に利を得れば直ちに離合聚散勝手次第である、此際吾人は信仰を媒しし何れも佛の心を心とし、國民全体を宗教的同胞とせねばならぬ、この目的を以て同盟を結びたる次第なれば、實に信仰は同盟の生命である、眼目である、若し信仰の生命なくば、幾千萬人集り来るとも恰も龍を書きて體を點せぬも同様である。

今

二郎氏

北國の大慈善家小野太三郎氏 権丘學人
よせみに浮ぶうたかたの、ひすふと見れよきえやすき人情の
うちに、さても世に珍らしきは、北國加州の小野太三郎氏に
ぞある。名聞をすて、利養を去り、家を忘れ、己を顧みざる
氏にありては、世のほまれも物かは、人の稱ふるもの數ならざ
るべけれど、氏が慈善のさたを見もし、聞きもしたらんもの
は、誰かはえぬめであるべき。誰かはえ程へであるべき、氏
がいさほは、代々の鏡として、藍綾章の光とともに、幾千代
かけててりまさるべし。
氏が「うちの子」といひつ、撫育せるもの、前後を合して計
へ來れば二千數百名なり。今氏が膝下にやしなはるゝもの、
現に二百餘名なり。粗雑なる家屋六棟の中、よるべなき乳臭

二郎氏

児の餘念なく戯るゝもの、たゞむ所生と結婚の爲す事もなく起臥するもの、大工を爲すものあり、滑戸の繪を描くものあり、紺を紡ふあり、裁縫するあり。其間に交りて、粗野なる風半、眼に一丁字なき頑夫の肩ぬぎ、脛もあらばに是等うちの子」とともに、春の朝、冬の夕、夙に起き、夜半に寐ね、三百六十日、たちはたらくは即ち小哥氏にぞある、自ら手織かけ、念佛の聲口を絶たずして、炊きては掃ひ、稱名もろともに「うちの子」の爲に、憂ひ悲み、二百餘人を一子の如くはぐくみ慈むは、氏が妻にこそ。氏夫婦の恩辱は慈悲より離き出でたるもの、其勞苦は慈悲の心より自ら溢れ出でたる者との、氏等夫婦の爲には、忍辱も勞苦も、更に勞苦忍辱にあらずして、かくせでは居られぬなり。氏等を見て、勞苦なり、忍辱なりとするは、是他の心よりはからひたるものにこう。氏等夫婦は、始終其物置きの如き粗雑なる慈善院の中に起臥し、「うちの子」と共に食ひ、共につどめ、一家團樂をして、自他の區別なく、自己の物の失せるにも關らず、爐を圍みて安坐する翁嫗のも頗着する所なく、無我にしてはたらき、無心にしてつとむるなり。人あり、此別世界に入りて、氏のさまを見れば、浮世の心毫髮も起らず、無我無欲の世界に逍遙して、心は天と共に高く、地と共に廣きを覺ゆるは、氏が徳の然らしむる所なり。氏は納にして人を服するの様なく、野にして人を喜ばすの貌なきも、粗野の貌、無言の間、能く人を感せしめ、人を服するは、氏が満腹の慈悲、満身の哀憫

二百餘人の「うちの子」を見れば、五体の壯健なるものは、少くして、嬰兒又は疾不具のもの、兎囚のもの、或は自分のみの身さへ自由ならざる翁嫗なきのみ、かしこの監化院にて救

助の手に洩れたるもの、この慈善院にて頼みの綱を失へるものは、皆氏が子として養ひ、女として育つるものなり。さればにや、其中には間々惡しき心を起し、よからぬ行を爲すものあれども、氏は是等の事には全く無顧着にして、是等不良の徒にも其慈悲の涙は盡くる時なく、氏が眼には不具なる理由もなく、唯憤然なるは親の涙なり。行先頼みある子をのみ愛して、ふがひなき子を捨つる親ありとも覺ぬす。さるを、世には慈善の爲にすといひつゝ、行末の頼みなきものは棄てて願みず、見込のつかぬものは救助せんともせざるもの多かり。かの耶穌教者の慈善なるもの、さまを見て、この事の殊に多しひと思はるゝは、あながち僻目にもあらぬべし。耶穌教者の慈善も、感化も、皆是其教法を弘めんとするが爲に行ふも頼みなきものを見ては、よう過ぎ、あだにのみ見るを得ず、のなれば、親の慈善の中に見出し難きも理りならんかし。可愛しとの一念より皆「うちの子」としてやしなひはぐゝむ欲もなく、利もなく、名をも離れたる氏は、よるべなきもの、なり。氏が慈善こそ、無垢のものなれ、清淨のものなれ。無縫の大慈悲とはこれをやいふらむ。

氏が慈善に身をよせたるは、三十餘年のむかしよりにて、其間一日も無縫の慈悲心を失はずとぞ。世にも類ひなきものあり。氏は殊に其名のあらはるゝを厭ひて、其慈悲のたらぬを過つるむかし、いづこより、いかにしてか、氏が事をきいたのみ氣つかひ居れども、隠れたるより顯はるゝはなしとかや。うけんニコライ氏或日飄然として遙々加州に至り、かつく氏をねぎらひ、神は必ず氏の業を助くべきよしをいひて去れ

りとか。ニコライ氏が氏を尋ねつるは、今はひかし、涼車さ
へ鄙に通はざりし時なりと。これをや、げに友あり遠方より
至るともいふべき。さるにても、氏が名はいつか千里の外に
傳はれりけむ。ニコライ氏のおどづれたるを初として、其後
耶蘇教者の氏を尋ね来て、その教をとき、神の道をとくもの、
さはに多かるよしなるも、氏夫婦はつとに彌陀の本願をたの
めるもの、氏等の慈悲は佛恩報謝の經營として、佛行を行ひ
つゝあるものなれば、愈々念佛の難有きをのべつゝ、わき目
もふらすして、一心に無垢の淨行をばげむとしよ。

五厘切手にて一部 本誌の定價左の如し
金貳錢五厘
金五錢
金參拾錢
金六拾錢
無遞送料

一、爲替振込局は「本郷森川町」
一、爲替受取人名宛は「東京本
盟會出版部」とせらるべ

東京市本郷區駒込吉祥寺町十八番地
東京市京橋區新肴町十五、十六番地
東京市木村小一郎
東京市本郷區森川町一番地

る者の如くして、只殿堂建立維持の負擔に任するのみなりし
は、其任務のある所を忘れたる者と云ふへし、佛に四部の弟
子あり、教法の衆多なる、應病與藥に出れば、在家出家何れ
か、佛の平等一子視眼に洩るゝ者あらん、然れば其國弘道の
教法は、其國人民の共有にて、其教法の盛衰隆替は、其國人
民の利害禍福に關せり。奚そ之を傍觀坐視、秦越肥瘠に附す
へき者ならんや、今や國民同盟提携、以て佛教扶護の事に從
ふ、活潑々地、方嚮を進趣の事業に取る時は、佛教前途の發
達、立て期すへき者あり、此に讐言を筆して、聊か時報發刊
の祝辭とす、

政教時報發行を祝す 南條文雄

此に基盤已に立ちしを以て、新に政教時報てふ雑誌を發刊し、之を機關として事業進歩の功績を促そ事となりたるは、佛日光耀の盛事、余笑そ一言の祝辭を寄贈せざるへんや、顧るに本會創立着手の際は、余北越巡教にて不在ありしをして、其状況を詳知するに由なしと雖も、要するに真鷗監獄教誨師問題及び根本的改革てふ論文問題は、正しく本會創立の導火線にて、彼の信順爲因謗爲縁の祖語に考ふれば、如彼沒理清義の狂暴言動は、却て一般佛教者に衝動を與へ、佛教國民の同盟を喚起し、多年長夜の懶眠を攬醒し、活潑を地扶護の盛事に、奮勵興起するに至らしめしは、奚そ知らん佛祖善巧の方便、假りに某々等を誘嗾して、以て彼の調達闡世興逆の事縁に髣拂せしめしには非ざる歟、佛種從縁起の經説に照すも、眞に是れ一大興隆佛法の、幸機運に遭遇せし者と云はざるへんや、

政教時報第壹號附錄

明治三十二年一月一日發行

元
卷

之を名けて貢とす、悲母在る時を名けて日中とし、悲母死する時を名けて日没とす。今や政教時報發行せらる、之を以て謂ふ所無宗教の孤子の心中にも日中の想寫者の想を生せしめざるべからず、其任や重大にして其道や遼遠なり、是時に當りて唯要する所は信力の確乎として抜くべからざる者は是なり、自覺々他は佛陀の徳なり、之を能くせざる者は未だ信心を得ざる者と謂ふべし、勉めざるべけんや、因て期望の一端を鏠して祝辭に代ふ。

巨人出

釋宗演

由來世人か蓋代的巨人の世に出興せんことを望びや尚矣、政治家然り、宗教家然り、教育家然り、經濟家然り、然れども多くの人か夢想せる巨人とは世界の帝王にあらざれば孤島の囚客、亂世の英雄にあらざれば太平の姦賊に肖たる者を意味す、是の如きの巨人は寧ろ野蠻時代暗黒時代戰亂時代に於て之か觸起を希ふべきのみ、今世設し此不具質の巨人出るあらば是れ時の不祥なり。

予か所云巨人は之に異り、箇の大信仰あり、大德行あり、大慈悲あり、大主義あり、大目的ありて、而して天上天下唯我獨尊の大抱負ある底の巨人を指すなり、這回新に頭を擣けたる佛教國民同盟會を以て一箇人格と假定せば、稍ぞ箇の歴世的巨人に近きものか、非か、

曩の梶原盛獄致誨師事件は猶燎たる一星火に過ぎざりしなり、然るに星火の爆烈して爲宗護法の毘盧風に和し、炎々と

して天に漲り、今や延ひて政教問題の曠原を焚薰し去らんとせり、

嗚呼火か、予は益々此聖火を煽動して國民の心的あらゆる汚穢、醜陋、腐敗の跡を勦絶して、蘇て正義、光明、雄大の淨

利を此地上に建設せんことを熱望するものなり、其公認非公認を以て宗教を上下するか如きは蓋し之か緒餘のみ。

政教時報の發行を祝す 奥田貫昭

佛教の我國に入るや、能く國家の性格に適合して、上下一般の信仰を得、其熱誠信仰の運用を以て、皇化を翼賛し、周教を維持し、文物諸般を發達し來り、千有餘年の星霜を経たりき、然るに明治維新に際し、掛佛毀釋の説唱へられてより、貴となく、賤となく、祖先傳來の信仰を無視し、無宗教を以て還て人に誇示するの風となり、僧侶は狼狽なす所を知らず、終に佛教は運爲の活力を失ひ、世は益々道義の廢弛を致し、有志の士之を慨歎する久しかりし、今や佛教各宗の檀信徒諸士は同盟會を起し、且つ其會報を發行し、大に爲すあらんとするを聞く、豈に歡喜賛同せざらんや、惟ふに目下國家多事、宗教の事業又繁劇なり、諸士が熱誠の信仰を運用して、佛教の改善を謀らるゝときは、必らず國家の改善を謀るに至り、國家と佛教と共に隆盛福利を得るに至るや必せう、茲に無辭を願みず一言を祝すと云ふ。

政教時報の發刊を祝す 加藤行海

物質的文明の皮惣に飽きたる日本は、今正に精神的文明の實質を要求す、明治卅二年は我日本が形式的文明より精神的文明に轉進して其眞髓を味ふべき好時機たるなり、如何にして國民の信仰を強國にし、如何にして國民の道德を刷新し、如何にして社會の改善を企畫すへきかは、一に佛教國民の双肩に擔ふべき大責任なり、余や寒村の一老僧、學淺く年老ひ、私に其無能を耻づるのみ、今年佛教徒國民同盟會の創立と、政教時報の發行を聞き欣喜に堪へず、遂に一書を寄せて詞盟會の隆盛を祈る、

して其運動を共にせんとす、何ぞ其聲の美にして其行の壯なるや然りと雖せも、佛教者之企計する所由來辨外思想を含蓄するものと誤認せられ、夫が爲め、往々にして其事業の進行を阻害せられたるの跡ありしは余輩、深く恨みとするところなりき排外思想の不可なる國より言を俟たず余輩は諸子は於て斷然之なきを信すと雖せも、深く其言動に注意して這箇無意義なる誤解を避けざる可らず聊か祝意を表し、一片の馨心を寄せて祝詞とする事然り

政教時報の發刊を祝す 大草惠實

勇猛精進は一切の群類が苦界を轉して樂果を得べき一大原因なり、大無量壽經によるに、法藏菩薩四十八願を成就して、本師法王の阿彌陀如來をより給へるは、實に精進忍辱不悔の力あり、釋尊の成道は勇猛精進に由れり、その五十年間、妙法を演説して、滔々撓まざるの相好は、實に勇猛精進の現實なり、親鸞上人越後に流罪らせれて、淨土真宗玆に始めて基督教の結果、却て淨土真宗の中興を成就せり、古來高僧大德、皆勇猛精進の英姿を存す、其頑境に投するや、發して誇々憐めざるの説法とあり其逆境に臨むや、立ろに惡魔を降伏して幡風又當るべからず是れ實に佛教の今日に至れる所以なり。

今や佛日其光を滅め、嬉々嘲爾、頗りに無宗教風を煽動して、今や將に一團を率ゐて魔界降伏の征途に上ると、豈快とせざらんや、豈祝せざるべけんや。

佛教徒國民同盟會規程

第一條 本會は本部を東京に置き支部を東京各區其他各府縣市等の便宜の地方に設く

組 織

第二條 本部は本會一切の事務を處理し又全會員を統率するの任務を有す

第三條 支部は必ず會員五十名以上を有して其部を統一し本部と連絡を保つの任務あるものとす

第四條 本部及新設の佛教團體にして本會の主義に賛同提携せんとするものに對しては本會は臺んで之を連絡を保たんことを期す

第五條 支部は其部に屬する會員名簿記述を調査し臺部は其部へ備置き臺部は本部備付の爲め本部事務所へ送り又末項規程の會費を徵集して之を其部の經費に充て殘餘あるときは之を本部の經費及基本金の内へ送附すべきものとす

會 員

第六條 會員は僧侶除き佛教信徒たるものとす

第七條 會員中名譽會員特別會員の式種を設く

第八條 名譽會員は皇族華族貴族兩議員、社會に於ける名望家及有數の學者を擇して之に當らしめ特別會員の資格は第壹回幹事大會の議決によりて之を定む

役 員

第九條 本部には左の役員を置く

總裁一名(推選) 倉頭一名(推選) 副會頭二名(幹事大會) 幹事長一名

(幹事五選)

總務員十名(幹事大會) 會計監督二名(幹事大會)

(幹事五選)

第十條 支部には商請員十名以上其部の會員より選舉し商請員の互選を以て一

名乃至二名の幹事を置く

商請員及幹事の數は其部に於て會員數の多少に照し適宜に定むべきものとす

(但開議員は其部一切の事務を處理し幹事は每歲一同東京に於ける幹事)

第十一條 連絡ある地方團體の役員も亦本會役員と同一の待遇をなすべし

第十二條 本會の經濟は本會の資本金を以て維持す

第十三條 本會の資本金は有志者の寄附金より成立つ(但し本會基本金

支部の經費に關する要目は第一回

幹事大會の決議を經て之を定む)

第十四條 會員たるものに會費として毎月貰錢づゝを輸出する義務あるものとす

第十五條 會計の決算は本會月報を以て報告す

第十六條 水會は毎年四月東京に於て幹事大會を開き本會重要の事項に付討議す

雜則

水會は毎年四月東京に於て幹事大會を開き本會重要の事項に付討議す

第十七條 第一回幹事大會に至るまでを創立期とし第二回幹事大會の時を以て本會の成立期とする

第十八條 成立するまでの事務は發起人に於て之を處理す

第十九條 本會會員二萬人に達したるときは總新聞を發行す

第二十條 櫻園新聞發刊までは毎月一回月報を發行するものとす

第廿二條 本會規程は幹事總會の決議によりて之を變更するこを得

入退會

第廿三條 入會せんとする諸君は住所姓名職業年齢を明記し捺印して其言本部へ申込まるべし

第廿四條 本會の支部を組織せんとする諸君は其部に屬する會員の姓名住所職業年齢を明記せる姓名簿(用紙美濃新紙十二行)と其部の幹事及商請員の姓名簿を添へて其由を申込あるべし

第廿五條 本會を連絡せんとする佛教諸團體は直ちに其旨を本部へ申込まるべし

相互の關係の如きは兩會の役員交渉の上適宜の協定をなすべし

第廿六條 本會員にして我國佛寺僧徒と衝突し佛教者の體面を汚す言行を爲すものあるときは退會を命ずべし

廣 告

佛教徒國民同盟會

一、 本會の規定に従ひ全國各地に於て同體會御組織被下候
二、 本會は當分一切會費を徵集不仕合間左様思召被下度候
各地團體及有志諸君の御運動詳細本上に據載致度候
間運動起居より現今に至るまでの狀況御詳細被下度候
三、 本會々員諸氏は政教時報御購讀被成下度御購讀の諸君は
大至急申込可被下候可相成は各團體にて都遞取繩めの上
申込被下候は、雙方の便宜に御座候
時報は實費のみを申受候次第に御座候間御購讀諸氏は前
金を以て御申込み可被下候

私立 京北尋常中學校

校の認定

東京小石川區哲學館内 設立者哲學館主井上園了